関係各位

会 社 名 株 式 会 社 バ リ ュ ー デ ザ イ ン 代表者名 代表取締役社長 尾上 徹 (コード番号:3960 東証マザーズ) 問合せ先 執行役員経営企画本部長 稲垣 智史 (TEL.03-5542-0088)

第 15 回定時株主総会の開催延期に関するお知らせ

当社は、2021年9月27日開催の取締役会において、第15回定時株主総会の開催を延期することを決議しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

当社は、第15回定時株主総会の基準日である2021年6月30時点における当社の主要株主及び主要株主であり筆頭株主である株式会社JNSホールディングス(以下、「JNS社」といいます)と、2016年12月1日付で、当社の提供するハウス電子マネーに関する共同事業契約(以下、「共同事業契約」といいます)を締結しておりますが、2020年1月末頃からJNS社による当社株式の市場における買い付けが進行し、その結果、基準日時点での議決権比率は43.67%(※)に至りました。そのため、2021年9月28日開催予定の第15回定時株主総会においては、決議事項である取締役7名選任議案の取締役候補者に、JNS社からの要請等を踏まえて、JNS社取締役である中野氏及び同社の推薦する田村氏が取締役候補に含まれている状況です。

一方で、このような状況の下、当社は JNS 社より同契約に対する追加要求事項を加えた 覚書の締結提案を受けており、2020 年 3 月より協議を行ってまいりました。

同覚書においては、①共同事業契約において、本来は当社が獲得可能なレベニューを JNS 社が獲得可能となる取引を追加する旨、②当社により契約を終了させる場合にのみ、 JNS 社の未回収投資額及び違約金を支払う旨等が定められています。そして、JNS 社から かかる内容の覚書の内容を締結しなければ、上記議案に含まれる現任役員のうち、現代表 取締役である尾上氏を含む一部の再任を認めない旨の要求を受けました。しかし、この要 求に従って当該覚書を締結した場合には、会社法第970条1項所定の「株主等の権利の 行使に関する利益供与の罪」に該当する可能性、またそれにより生じる可能性のある当社 の損失について、当社取締役の善管注意義務違反を構成する可能性を否定することでき

ず、それらは当社及び JNS 社において重大なコンプライアンス上のリスクを生じさせる可能性があると当社は判断していることから、現時点で覚書の締結には至っておりませんため、第 15 回定時株主総会の開催を延期し、JNS 社との共同事業契約及び追加覚書について、慎重に協議を進める必要があると判断いたしました。

そのため、2021年9月27日開催の取締役会において第15回定時株主総会の開催延期について決議いたしました。当社は、定時株主総会の招集及び基準日の設定について、早急に今後の取締役会において決定次第、速やかにお知らせいたします。

株主の皆様には、直前での本定時株主総会の中止となり申し訳ございませんが、何卒ご 理解いただきますようお願い申し上げます。

(※) 2021 年 8 月 25 日に、JNS 社からアララ株式会社への当社株式の譲渡が行われており、同日時点でアララ株式会社が議決権比率 45.41%を保持する主要株主及び主要株主である筆頭株主となっており、それに伴い JNS 社の議決権比率は 12.14%となっております。

以上